

# 婚姻されたみなさまへ

三春町 結婚新生活支援補助金

## 家賃・引っ越し代・住宅購入費・リフォーム代を 最大60万円※補助します！

(※補助額:夫婦ともに29歳以下…最大60万円、39歳以下…最大30万円)

### \*\*\* 申請期間 \*\*\*

令和8年7月1日～令和9年3月31日(火)まで  
※期日を過ぎての受付はできません。

予算に限りがあります。  
予算に達した時点で申請  
を締め切らせていただき  
ます。



### \*\*\* 対象世帯 \*\*\*

次の①～⑥、すべてにあてはまる方

- ① **婚姻日** 婚姻日が令和8年1月1日から令和9年3月31日の間である
- ② **年齢** 夫婦ともに、婚姻日時点の年齢が39歳以下であること
- ③ **所得** 直近の所得証明書に基づく夫婦の合計所得額が、500万円未満であること  
■申請日において、無職の方は所得額を0円とします。(離職票等が必要)  
■貸与型奨学金を返済した分は、所得額から控除します。
- ④ **住居** 対象となる住居が町内であること(その住居に住居登録していること)  
※いずれか一方でも可
- ⑤ **講座等の受講**  
夫婦の双方が下記ア～ウのいずれかに該当すること  
ア 町が指定するライフデザイン等に関するWEB講座を受講していること  
イ 医療機関でプレコンセプションケア健診を受診したことが確認できること  
ウ 医療機関において妊娠・出産に関する相談を行ったことが確認できること
- ⑥ **その他** ・他の公的制度により家賃補助等を受けていない。  
・過去に本補助金の交付を受けていない。  
・町税等の滞納がない。



WEB講座

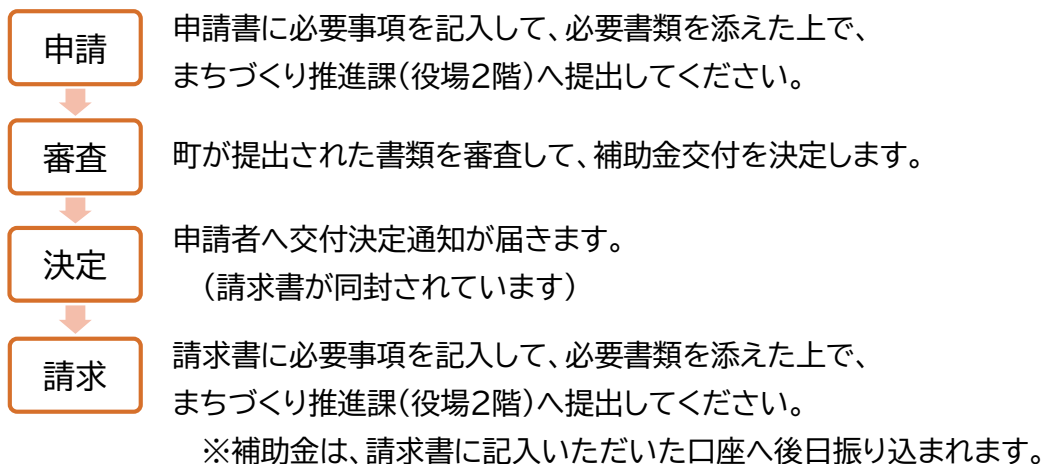
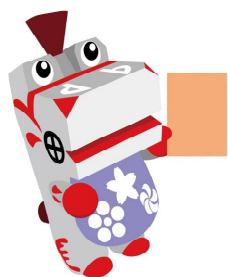
### \*\*\* 対象費用 \*\*\*

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)の間に支払った次の費用

- ◇住宅の新築・購入◇ 建物の新築・購入費用
- ◇住宅の賃借◇ 賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料(駐車場代は対象外)  
※職場等から住宅手当を受給している場合はその分を除く
- ◇住宅リフォーム◇ 住環境整備等リフォーム費用(外構工事や家電設置は対象外)
- ◇引っ越し◇ 引越業者・運送業者に払った費用



### \*\*\* 申請から交付までの流れ \*\*\*



### \*\*\* 提出書類 \*\*\*

#### 共通

- ① 三春町結婚新生活支援補助金 交付申請書(様式第1号)
- ② (婚姻後)戸籍謄本(全部事項証明書) または 婚姻届受理証明書
- ③ 住民票謄本(世帯全員分)
- ④ 所得証明書(夫婦それぞれ1通ずつ)  
※所得がない場合も、証明書を提出してください。(非課税証明書等)  
【取得年度について】 申請時点で最新年度のものを取得してください。
- ⑤ 納税証明書(夫婦それぞれ1通ずつ)  
※三春町の町税で該当する税目すべて

申請書類は町のHP  
からも取得できるよ♪



#### 該当する対象経費について必要書類

- ☐ 住宅を新築・購入した方…①住宅の売買契約書または工事請負契約書の写し  
②売買費用等の領収書の写し
- ☐ 住宅を賃借した方…①住宅の賃貸借契約書の写し ②賃貸借用の領収書等の写し  
③住宅手当支給証明書(様式第2号)
- ☐ 住宅をリフォームした方…①工事請負契約書又は請書の写し  
②リフォーム工事の領収書等の写し
- ☐ 引っ越しした方…①引っ越し費用の領収書等の写し

#### その他 必要書類

- ☐ 申請日時点で無職の方…離職票 または 退職証明書等
- ☐ 貸与型奨学金を返済している(いた)方…返済した額が分かるもの(返済額証明書、通帳の写し等)

■申請が4～5月:令和6年中の返済額 ■申請が6～3月:令和7年中の返済額

### 【申請・問合せ先】

三春町役場 まちづくり推進課 三春町字大町1-2 TEL:0247-62-1122